

令和8年熊本地震により被災した農業者の早期の営農再開に向けて、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。

1 対象となる方

令和8年熊本地震により農業用機械・施設に被害を受けた農業者
（市町村による、農業用機械・施設が被災した証明が必要です。）

2 主な支援内容

- 被災した農業者の農業用機械・施設の再取得・修繕を支援します。
（被災前と同程度（原形復旧）が対象であり、超える部分は自己負担になります。）
- 業者への発注のほか、自力施工を行う場合の資材費も対象です。
- 補助率：国1/2以内等

県2/10以内（市町村と同率を補助）

園芸施設共済対象施設（農業用ハウス等）

：加入者は共済金の国費相当額と合わせて1/2以内、未加入者は加入者の補助率が上限

上記以外の機械・施設：国1/2以内

3 対象となる農業用機械・施設の具体例

被災した農業者が使用していた、農産物の生産・加工に必要な機械・施設が対象です。

- 農業用機械：トラクター、田植機、コンバイン、いぐさ織機 等
- 農業用施設：農作業施設、加工施設、農機具格納庫、畜舎、たい肥製造施設
かん水施設（農業専用井戸含む） 等
- 農業用ハウス等：農業用ハウス、附帯施設（加温ボイラー、高設ベンチ等） 等

4 事前着工

- 早期の営農再開に向けて、令和8年熊本地震により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象になります。
- 本事業の活用を希望される場合は、助成対象範囲の確認や今後の進め方について、まずは市町村にご相談ください。
- 以下の書類の保管が必要です。

①被災状況等

- ・写真および撮影日時（写真は、全景、被災箇所・状況、型式番号プレートなど能力等が確認できる箇所を撮影）
- ・施設面積がわかる実測値、課税台帳における施設面積、航空写真 等

②着工状況等

- ・作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真 等
- ・作業を外注した際の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類 等

5 その他留意事項等

- 地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）又は金融機関からの融資を受けていることが必要です。
- 再建・修繕等した農業用ハウス等について、園芸施設共済等の保険への加入が必要です。

6 Q&A

Q 機械・施設の再取得・修繕に当たり、規模拡大や機能向上は可能ですか？

A 可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。

ただし、営農施設等の補強分について対象にできる場合がありますので、市町村にお問い合わせください。

（補助率：国3/10以内（国費上限300万円）、対象者：目標地図に位置付けられた担い手）

Q 農業用施設の撤去費用は対象になりますか？

A 本事業でも対象にできるメニューを用意していますが、災害等廃棄物処理事業がありますので、まずは施設が所在する市町村にご相談ください。

Q 対象外になるのはどのようなものですか？

A 農産物の生産・加工に必要な機械・施設以外のものは本事業の対象外です。

対象外の例：販売施設、附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）、消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）

7 問い合わせ先

本事業による農業者への支援は、市町村を通じて行われます。
お住まいの市町村の農政担当部局等へお問い合わせください。

九州農政局 経営・事業支援部 経営支援課

096-300-6385（直通）

農林水産省 経営局 経営政策課 担い手・法人総合対策室

03-6744-2148（直通）